

鳥獣被害対策の現状と課題

平成 2 6 年 2 月

農林水産省

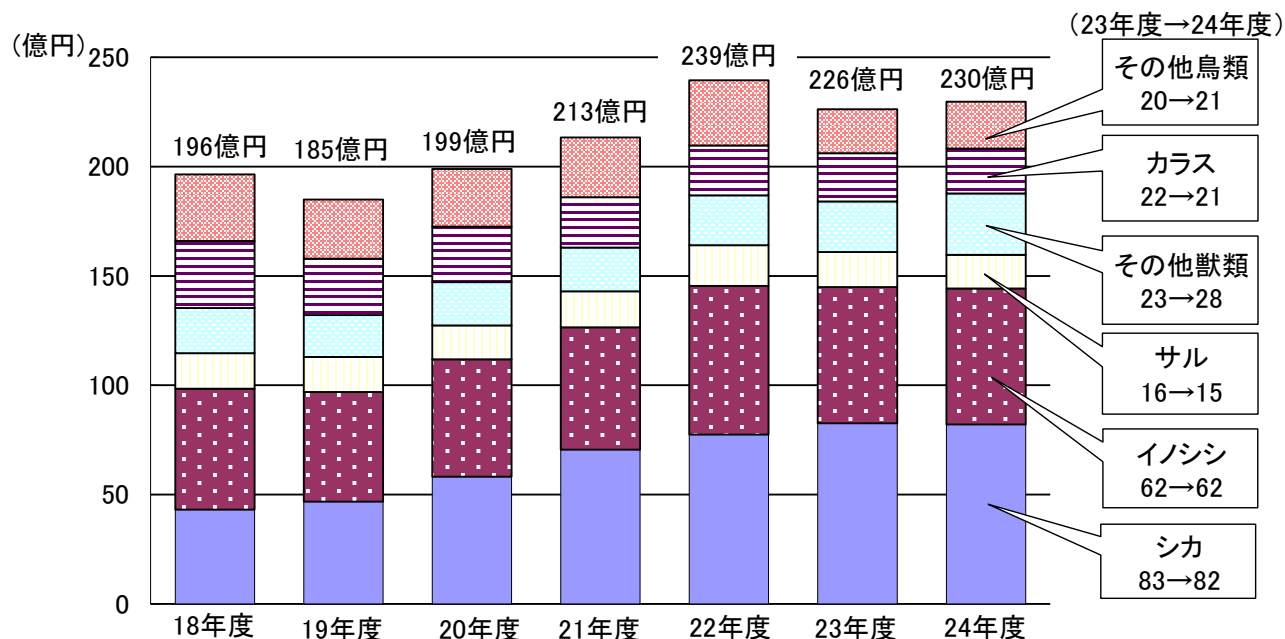
目 次

1	野生鳥獣による農作物被害の概況	1
2	鳥獣被害防止特措法	2
3	鳥獣被害防止のための予算措置	3

1 野生鳥獣による農作物被害の概況

- 野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度以降は200億円を上回っている状況。被害のうち、全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるもの。特に、シカ、イノシシの被害の増加が顕著。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。
- 鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。

○ 農作物被害額の推移



鳥獣被害の深刻化の要因

— 以下の要因が複合的に関係 —

生息域の拡大
(少雪傾向も関係)

+

狩猟による捕獲圧の低下
(狩猟者の減少・高齢化)

+

耕作放棄地の増加、過疎化・
高齢化等に伴う人間活動の低下

- ・ 調査を始めた平成11年度から農作物被害額は200億円前後で推移。
- ・ シカ、イノシシ、サルの被害が全体の約7割を占める。
- ・ ほぼ全県でシカ、イノシシ、サルの合計被害額が1千万円以上。
(うち1億円以上が32道府県 (H24年度))
- ・ 被害額の大きい都道府県は、北海道、福岡県、宮崎県、長野県、山形県など。

2 鳥獣被害防止特措法

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が全会一致で成立。この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。
- また、平成24年3月には、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るための一部改正法が全会一致で成立。
- 鳥獣被害防止に取組む市町村の数は着実に増加してきており、被害防止計画作成市町村数は鳥獣被害が認められる全市町村（約1,500）の約9割を包含。一方、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村は、745（被害防止計画作成市町村の約半数）。

○ 鳥獣被害防止特措法の概要

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画作成

被害防止計画に定める事項として、農林水産業被害だけでなく「住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処」に関する事項を新たに追加

被害防止計画を作成した市町村に対し、必要な支援措置を実施

これまでの措置

財政支援

特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。

権限委譲

市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。

人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲に従事する実施隊員には狩猟税の軽減等の措置が講じられる。

一部改正により追加された措置

対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を国等が講ずる旨を明記。

市町村が必要に応じ都道府県に意見を述べるができるとともに、国等が市町村に勧告等ができる規定を新設。

一定の要件を満たす

- ① 鳥獣被害対策実施隊員
- ② 平成26年12月3日までに鳥獣被害対策実施隊員となることが見込まれる捕獲従事者について、当分の間、銃刀法の猟銃所持許可の更新時等における技能講習を免除。

○ 被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置状況

※ 都道府県と協議中のものを含む

	全市町村数	計画作成※市町村数	実施隊設置市町村数
H20. 4. 15	1,742 (H25. 1. 1 現在)	40	0
H21. 4. 30		724	33
H22. 3. 31		933	58
H23. 4. 30		1,128	87
H24. 4. 30		1,195	418
H24. 10. 31		—	521
H25. 4. 30		1,331	674
H25. 10. 31		1,369	745

○ 特別交付税の対象経費

駆除等経費（交付率8割）	柵（防護柵、電気柵等）、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費（" 5割）	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費（" 5割）	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

（注）下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割

3 鳥獣被害防止のための予算措置

- 鳥獣被害防止特措法の主旨を受けて、地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成20年度に鳥獣害防止のための事業を創設し、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等を支援。
- 捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合対策として行うことにより高い被害防止効果が得られることから、全国各地で本事業が活用されており、地域からの要望は引き続き多い状況。また、平成24年度からは、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊を重点的に支援。

市町村を中心とした地域ぐるみの取組を総合的に支援

【個体数調整】

鳥獣の捕獲

【生息環境管理】

鳥獣のエサ場や隠れ場所の除去等

【被害防除】

侵入防止柵の設置
追い払い活動等

【担い手の確保】

実施隊の設置促進

【鳥獣の利活用】

捕獲鳥獣の食肉等としての利活用

鳥獣被害防止の取組に対する支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）

事業内容

【ソフト対策】

○ 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

〔 発信機を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援 ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等 〕

○ 実施隊の体制強化に向けた農業者団体等が取り組む鳥獣被害総合防止活動

○ 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動

○ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等

【ハード対策】

○ 侵入防止柵の設置費用

○ 捕獲鳥獣を食肉利用するための処理加工施設（高度衛生水準の施設を含む）、焼却施設等

○ 捕獲技術高度化施設（射撃場）

補助率

【ソフト対策】 1 / 2 以内

※新規地区や鳥獣被害対策実施隊等による取組は、市町村当たり原則200万円までを定額補助

※ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組は、市町村当たり原則100万円までを定額補助

【ハード対策】 1 / 2 以内（条件不利地域 55/100、沖縄2/3以内）

※侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能

○ 予算額の推移（当初予算ベース）

（億円）

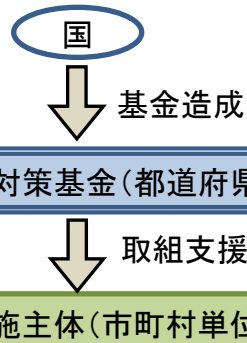
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予算額	28	28	23	113	95	95	95

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策

【平成24年度補正予算：12,938百万円】

- 近年の鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、従来からの「鳥獣被害防止総合対策交付金」に加えて、平成24年度補正予算において「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」を措置
- 各都道府県に協議会を設立して基金を造成し、事業実施主体（地域協議会、市町村等）に対して基金から補助金を交付して、
 - ① 集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する「緊急捕獲活動」（有害捕獲に限る）
 - ② 既存の侵入防止柵の延長や強化など、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する「侵入防止柵の機能向上」などの集中的かつ効果的な被害対策の取組について支援

【制度の仕組み】



（「緊急捕獲等計画」を作成した市町村が対象）

【緊急捕獲等計画】

- ① 市町村が、被害防止計画等を踏まえて作成し、地域協議会との協議を経て都道府県に報告
- ② 捕獲対象鳥獣の種類、対策期間及び対策地域を定めること
- ③ 「捕獲計画・目標」「捕獲体制・活動方法」「侵入防止柵の機能向上整備計画」等を定めること
捕獲計画・目標を達成するのに十分な捕獲体制・活動方法となっているか必ず精査
- ④ 毎年度、捕獲実績等の状況を踏まえ、適切に計画見直し

【支援内容】

① 緊急捕獲活動への支援

（捕獲した者への頭数に応じた捕獲活動経費支払いや処理費用を支援）



※獣種別に上限単価を設定

獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカ (幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類	200

事業実施主体：被害防止計画に定める地域協議会、市町村

補助率：定額

② 侵入防止柵の機能向上への支援

- ① 既存の侵入防止柵の延長・かさ上げ、
- ② 単一獣種対応から多獣種対応へ強化等の機動的な整備を支援

事業実施主体：被害防止計画に定める地域協議会、地域協議会の構成員

補助率：1/2以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内）

（自力施行の場合は資材費相当分を定額補助）

